

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局
【提出日】	2020年5月15日
【会社名】	株式会社三洋堂ホールディングス
【英訳名】	Sanyodo Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長最高経営責任者兼最高執行役員 加藤 和裕
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
【電話番号】	052(871)3434(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員人事総務部長 伊藤 勇
【最寄りの連絡場所】	名古屋市瑞穂区新開町18番22号
【電話番号】	052(871)3434(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員人事総務部長 伊藤 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年5月15日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

連結決算及び個別決算における特別損失の計上

2020年3月期連結決算において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、収益性の低下が見込まれる店舗の土地・建物等の固定資産について、減損損失5億25百万円を特別損失に計上することといたしました。また、2020年3月期個別決算において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、収益性の低下が見込まれる店舗の土地・建物等の固定資産について、減損損失9億86百万円を特別損失に計上することといたしました。

連結決算及び個別決算における繰延税金資産の取り崩し

当社の今後の業績見通しを踏まえ、将来の課税所得の見積もり及び繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を取り崩すことといたしました。これにより、2020年3月期連結決算において、繰延税金資産10億15百万円を取り崩し、同額を法人税等調整額として計上することといたしました。また、2020年3月期個別決算において、繰延税金資産8億21百万円を取り崩し、同額を法人税等調整額として計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2020年3月期において、下記の通り計上いたします。

< 連結 >

減損損失	5億25百万円
法人税等調整額	10億15百万円

< 個別 >

減損損失	9億86百万円
法人税等調整額	8億21百万円

以 上